

記載例(新様式)

窓口に提出する日を記入してください。

離婚届

受理 令和 年 月 日

第 号

通知(送付) 令和 年 月 日

第 号

告知調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 添 住 民 票 送 付

佐賀県西松浦郡有田町 長 殿

令和 8 年 4 月 1 日 届出

(1) (フリガナ) 夫 アリタ タロウ 妻 アリタ ハナコ

氏 名 有田 太郎 有田 花子

生 年 月 日 平成元 年 3 月 1 日 平成2 年 4 月 1 日

住 所 佐賀県西松浦郡有田町 立部乙 2202 番地 佐賀県西松浦郡有田町 立部乙 2202 番地

(2) 本 籍 佐賀県西松浦郡有田町立部乙 2202 番地

事項者の氏名 有田 太郎

父母及び養父母の氏名
夫の父 有田 秀吉 続き柄 長男 妻の父 山田 信長 続き柄 二女
母 田中 ミツ 母 町子

養父 続き柄 養子 養母 続き柄 養女

(3) 離婚の種別 協議離婚 調停 審判 和解 請求の認諾 判決

(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍 夫 は もとの戸籍にもどる 妻 は 新しい戸籍をつくる

佐賀県西松浦郡有田町岩谷川内二丁目 8 番地 事項者の氏名 山田 花子

(5) 未成年の子の氏
父母双方が親権を行う子 有田 春
父(夫)が親権を行う子
母(妻)が親権を行う子 有田 夏
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子

夫 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。
妻 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
事項者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて
1 台湾
2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき-調停調査の書本
審判離婚のとき-審判書の書本と確定証明書
和解離婚のとき-和解調査の書本
認諾離婚のとき-認諾調査の書本
判決離婚のとき-判決書の書本と確定証明書

事件簿番号

連絡先 夫電話 080-0000-0000
妻電話 090-1234-5678

●住民票を登録している住所を記入してください。
●住所を変更する場合は別途、住民異動届の提出が必要です。

●夫婦での話し合いによる離婚は「協議離婚」に。

●婚姻時に氏が変わった方が現在の氏を使用する場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2届)」を提出する必要があります。この場合、もどる者の本籍欄は何も記入しないでください。

日中、つながりやすい電話番号を記入してください。

●未成年の子がいる場合
・未成年の子の氏名欄
⇒いずれかの欄に、子の氏名(フルネーム)を記入してください。
・協議離婚の場合、親権者の定めについて真意に基づいて合意したか
⇒合意していれば、

(6) 同居の期間 平成24年 3 月 から 年 月 まで

(7) 同居の期間

(8) 別居する前の住所 番地 番 号

(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と
 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
 5. 1から4にあてはまらない世帯
 6. 仕事をしている者(国勢調査の年...)

↓国勢調査の年のみ記入してください。↓

(10) 夫妻の職業 夫の職業 営業職または 04 妻の職業 事務職または 03

その他

届出人署名 夫 有田 太郎 印 妻 有田 花子 印

署名は必ず本人が自署してください。(押印は任意)

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)

署名(※押印は任意) 有田 秀吉 印 山田 町子 印

生 年 月 日 昭和35 年 3 月 3 日 昭和35 年 5 月 1 日

住 所 佐賀県西松浦郡有田町 大樽二丁目5番1号 佐賀県西松浦郡有田町 戸杓乙3100番地1

本 籍 佐賀県西松浦郡有田町 立部乙2202 番地 佐賀県西松浦郡有田町 岩谷川内二丁目8 番地

●協議離婚の場合、証人(成人2人)の署名が必要です。ただし、裁判離婚の場合は、必要ありません。(押印は任意)

には、あてはまるものにのようにするしをつけてください。
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次ののあてはまるものにするしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
 取決めをしている。 まだ、決めていない。
子育ての分担: 子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

親子交流について
 取決めをしている。 まだ、決めていない。
親子交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てををするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次ののあてはまるものにするしをつけてください。

養育費の分担について
 取決めをしている。
 まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

●面会交流・養育費の分担についてチェックしてください。

養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされていますが、協議がまとまらない場合は、調停や審判による決定を受けることができます。調停や審判を受ける場合は、調停調査の書本や審判書の書本と確定証明書、和解調査の書本、認諾調査の書本、判決書の書本と確定証明書をご用意ください。調停や審判を受ける場合は、調停調査の書本や審判書の書本と確定証明書、和解調査の書本、認諾調査の書本、判決書の書本と確定証明書をご用意ください。

法務省パンフレット  法務省の解説動画 

では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を利用し、調停や審判費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
0670-078374 【公式ホームページ】 <https://www.houterasu.or.jp>